



～企業経営と労務リスク～ 企業に安全義務が求められる具体的な判例

使用者（企業）は、被用者（従業員）が安全に労働できるよう、必要な配慮をすることが義務付けられており、2008年には労働契約法において明文化されました。異常気象によるリスクが高まる昨今、具体的な事例として、熱中症と安全配慮義務について、TMI総合法律事務所の森安博行弁護士に解説いただきます。

ケーススタディ

企業に求められる安全配慮義務～従業員が業務中に熱中症で死亡した事例～

【事例】

被用者（事故当時34歳）が、造園業を営む者（使用者）に雇用されて伐採・清掃作業に従事していたところ、熱中症により死亡した。そこで、両親が、当該死亡は使用者の安全配慮義務違反によるものであると主張して、使用者に対し、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案。

使用者に対し、損害賠償（逸失利益、慰謝料、弁護士費用等）が命じられた。

（大阪高裁平成28年1月21日判決）



安全配慮義務の基本的な考え方

使用者は、労働契約に伴い、被用者とその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をしなければなりません（安全配慮義務。労働契約法5条）。この安全配慮義務の具体的な内容は、被用者の職種、労務内容、労務提供場所等、安全配慮義務が問題となる当該具体的な状況等によって異なります（最高裁昭和59年4月10日判決）。

熱中症リスクと安全配慮義務

近年は、35℃を超える猛暑日が多く発生しており、屋外で労務を提供する被用者には、熱中症の危険が特

に高いといえます。

裁判例の中には、使用者には、安全配慮義務の内容として、熱中症の発生リスクの低減を図るために13個の義務があると判断したものがあります（上記事例、裏面参照）。

このように、熱中症のような気候に起因するものであっても、使用者が安全配慮義務を履行しなければ、使用者は、安全配慮義務違反として、多額の損害賠償義務を負担しなければならない可能性があります（13個の義務のうち、一つでも違反すれば、安全配慮義務違反として、損害賠償責任を負う可能性があります。）。

使用者として留意すべきこと

熱中症に罹患する可能性がある業務に被用者を就かせる使用者は、日頃から、被用者に対し、熱中症が発生する仕組みと症状、熱中症の予防方法、緊急時の救急措置、熱中症の事例等、被用者に対する労働衛生教育を行うことが重要です。

また、前述のとおり、安全配慮義務の具体的な内容は、具体的な状況等によって異なることから、被用者の生命等の安全を確保するためには何が必要であるかを、その都度、具体的な状況に応じて検討し、実施することが必要です。